

県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合の
取扱いの緩和の終了について（お知らせ）

令和6年4月1日
広 島 県

1 趣旨

県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合の理由書について、災害復旧工事の円滑な執行等のため実施していた取扱いの緩和を終了します。

2 内容

改正後	改正前
受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とする。なお、やむを得ず県外業者を下請負人等とする場合については、 <u>理由書の提出を求める。</u>	受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とする。なお、やむを得ず県外業者を下請負人等とする場合の <u>理由書については、災害に関連する工事に加えて、その他の工事についても国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の円滑な執行を図るため、提出は求めない。</u>

3 適用期間

令和6年4月1日以降に指名・公告等する工事から適用する。